福祉情報誌

平成24年12月20日 発行
No.235
御殿場市社会福祉協議会
〒412-0042 御殿場市萩原988-1
TEL 0550-70-6801
HP http://gosyakyo.jp/
E-mail info@gosyakyo.jp

ごてんば社協だより

ひだまり

「成年後見制度」をご存知ですか?

**障がいがあっても、認知症になっても、
その人らしく暮らしていくことをお手伝いするために・・・**

こんなことが心配になったら・・・

いざというときの安心のために
成年後見制度、
知っておいて下さいね。

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分なために、不動産や預貯金などの財産管理、また介護サービスや施設入所の契約などを、ご自身で行うのがむずかしい場合があります。

また、そのような方は、悪徳商法のターゲットとなり被害にあう恐れもあります。

このような、判断能力が不十分な方々が、その人らしく安心して暮らし続けていただくために支援するしくみ、それが成年後見制度です。

御殿場市社会福祉協議会は、成年後見制度の理解・普及を進める活動をしています。 (くわしくは2~4ページ)

ひだまり No.235 もくじ

●「成年後見制度」をご存知ですか?・・・・1
●成年後見制度の種類と事例・・・・・・・・2・3
●成年後見制人の出来る事、出来ない事・・・・4
●介護の日イベント報告・・・・・・・・・・・・・・5
●福祉情報玉手箱・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

視覚に障がいがある方のための、音声による社協だよりもあります。詳細 市立図書館 ☎82-0391

成年後見制度には、次のような種類があります。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、以下の状態になったときに制度を利用します。
「法定後見制度」は、すでに判断能力が低下している場合に、家庭裁判所が適当と認める成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）を選任します。
「任意後見制度」は、将来に判断能力が低下した場合に備え、前もって、いずれ後見人となる人を自身で決めておき、公正証書で契約をしておきます。

任意後見制度

判断能力があり元気な方

本人の判断能力が不十分になったときにそなえて、あらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を支援する制度です。公正証書で契約します。

任意後見人となる人は、本人の状態に日頃から留意し、支援が必要な状態になった場合には、家庭裁判所に連絡します。そして家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると、あらかじめ結んでいた契約が効力を生じ、任意後見人による支援が始まります。

法定後見制度

補助

判断能力が不十分な方

保佐

判断能力が著しく不十分な方

後見

まったく判断ができない方

本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があります。

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が法律行為をするときに同意をしたり、成年後見人等の同意を得ないで行った、本人にとって不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

●申立てが出来る人
本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等

例えば･･･
あなたの周りに、こんな心配な方はいませんか。

このような場合、「成年後見制度」が役に立つことがあります。

事例❶ 補助

高齢のお母さんと、知的障がいのある息子の2人暮らし。今は何とかお母さんが生活を切り盛りしていますが、たびたび入院するなど、お母さんも年なので、自分が介護できなくなった後、息子1人の生活で大丈夫か心配です。

お母さんが家庭裁判所に、「補助」を開始する申立てをし、社会福祉士が補助人として選任されました。自分でできることは息子自身にしてもらいながら、補助人が本人の通帳を預り、定期的に生活費を渡しています。

お母さんが入院しても、ホームヘルパーを手配するなど、息子1人で不安なく生活できるようになりました。

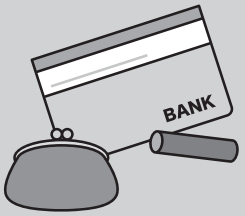

事例❷ 保佐

1人で暮らしているお年寄り。この頃、物忘れをするようになり、貯金通帳や印鑑をどこにしまったかわからなくなることがあります。また、訪問してきた業者に、必要のない高価なものを何度も買わされてしまいました。

身近な親族がいなかったので、市長（市役所）が家庭裁判所に、「保佐」を開始する申立てをしたことによって、社会福祉士が保佐人として選任されました。保佐人が本人に代わって貯金を下ろし、生活費を定期的に届けるとともに、保佐人が認めない売買の契約は取り消すことができるようになり、ご本人は安心して自宅で独り暮らしが続けられるようになりました。

事例❸ 後見

高齢者夫婦と息子家族の同居5人暮らし。おじいちゃんが認知症となり老人ホームに入所することになりました。

家族が老人ホームの支払いをするため、おじいちゃん名義の貯金通帳からお金を下ろそうとしたところ、銀行から、「おじいちゃん名義の貯金は、本人でなければお金は下ろせない」と言われ、どうやって支払えばいいのか困ってしまいました。

息子が家庭裁判所に「後見」を開始する申立てをしたことによって、息子が成年後見人として選任されました。銀行側もおじいちゃんの成年後見人ということで、息子の出金に応じてくれます。後見人である息子によって、老人ホームの料金を支払うことができるようになりました。

成年後見人などができること・できないこと

代理権

特定の法律行為（各種手続き）について、本人に代わって行うことができます。

※「特定の法律行為」とは、申し立ての範囲内で、家庭裁判所が定めた特定の各種手続きのこと。

財産管理に関する法律行為

財産管理とは、本人の資産に関することや負債、収入・支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。

具体的には、右のような行為を行うことができます。

例）
- ◎不動産などの財産管理、処分、契約締結など
- ◎銀行、郵便局などの金融機関との取引きなど
- ◎遺産相続、各種行政上の手続きなど

身上監護（かんご）に関する法律行為

身上監護とは、介護契約や施設入所契約など、本人の身のまわりの世話や療養看護に関することです。

具体的には、右のような行為を行うことができます。

例）
- ◎受診・治療・入院に対する契約締結や費用の支払い、医師から治療法の説明を受ける際の同席など
- ◎老人ホーム等の施設の入退所や介護サービス利用に関する、本人との話合い・情報収集・利用手続・契約締結・費用の支払いなど
- ◎施設や介護サービス等における処遇の監視と異議申し立てなど

同意権・取消権

「重要な法律行為」について、必要に応じて同意したり、取り消したりすることができます。

重要な法律行為とは？

具体的には、右の項目をさします。

例）
- ❶預貯金を払い戻すこと
- ❷金銭を貸し付けること
- ❸金銭を借りたり、保証人になること
- ❹不動産などの重要な財産に関する権利を得たり、失ったりする行為をすること（訪問販売・通信販売・クレジット契約等を含む）
- ❺民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること
- ❻贈与、和解、仲裁合意をすること
- ❼相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること
- ❽贈与や遺贈を拒絶したり、不利な条件のついた贈与・遺贈を受けること
- ❾新築・改築・増築や大修繕をすること

※日用品の購入、その他日常生活に関する行為については、取り消すことができません。

成年後見人等の仕事に含まれません

例）
- ◎介護や家事などをすること
- ◎入院、施設入所の際の身元保証人や身元引受人になること
- ◎病気の治療や手術など、医療行為に同意すること
- ◎遺言や養子、認知、結婚、離婚などの意志表示

第5回「介護の日」イベント開催

御殿場市社会福祉協議会「介護なんでも相談室」では、11月11日(日)の「介護の日」に、5回目となる啓発イベントを開催しました。

今年度は、介護川柳に加え随筆も募集したところ、総数730点を超える作品の応募をいただきました。その中から「川柳の部」最優秀賞1名、優秀賞3名・入賞16名、「随筆の部」優秀賞1名・入賞1名の皆様を表彰しました。

また、体験の部では「整体」、「高齢者美容施術」を、展示の部では「介護食の紹介」、「福祉用具展示」をその道のプロにご協力いただいて実施し、専門的な技術と知識に裏打ちされたサービスを体験していただきました。

当日は、多くの皆様のご参加をいただきありがとうございました。介護について考え、感じていただける機会となったのではないかと思います。

来年度もより役に立つ体験・情報をお知らせできる「介護の日」イベントを計画していきます。

ぜひご期待下さい。

■問合せ

御殿場市社会福祉協議会
居宅介護支援事務所「介護なんでも相談室」
電　話　70-6805
FAX　89-5500　担当　小松

ご意見・ご感想がありましたらいつでもご連絡下さい。

「介護の日」は、毎年11月11日を介護に関する啓発を重点的に実施する日として、厚生労働省により平成20年度に制定されました。この日には、介護についての理解と認識を深め、支え合いや交流を促進することを目的とした催し物が、各地で行われています。

川柳・随筆の表彰者の皆様

マッサージ師による整体体験

第2回介護川柳・随筆優秀作品紹介

川柳の部

最優秀賞

階段で　そっと手をかす　中学生
千葉　坦子　様

優秀賞

鬼となる　心に仏の　顔が見え
勝亦　綾子　様

この旅行　行けるかどうか　膝に聞く
木原　信義　様

夢の中　歩く自分に　目が覚める
真野　貴子　様

入賞

十年目 今ではデイのプレスリー
大村　鷹禮　様

介護して 初めて夫と 腕を組み
勝亦　はる江　様

三世代 家庭で看れる 幸福を
伊倉　米子　様

母介護 子供のように 若がえり
岩田　明代　様

蝉しぐれ 介護忘れて 故郷思う
八木澤　多津子　様

病む人の 心癒すは 笑顔なり
土屋　みや子　様

つまの背に 悔悟とかいて 介護する
青木　茂　様

百歳の 笑顔でわかる 健康法
横山　貴美子　様

幸せは ピンピンコロリ 介護不要
安部　和生　様

今食べた 思い出して 褒められた
高橋　禎二　様

積み重ね 健康維持で 介護なし
六倉　重則　様

もう馴れた ご飯まだかの とぼけ顔
関　富男　様

「薬飲むよ～」 老老介護の 合言葉
杉山　久子　様

ばあちゃん俺だ おみやぁほんまの孫ずらか
海野　純一　様

介護して 久しぶりに 妻をハグ
松原　守　様

三輪車 教えた孫に 手をひかれ
福田　ヨシノ　様

随筆の部

優秀賞

「母に読まれたくない、母への便り」
廣森　ミサ子　様

入賞

ハツラツ人生をめざして
桃北　昭　様

得する面白い役に立つ福祉情報玉手箱

御殿場市民交流センターふじざくら
「平成25年度 第48回 寿大学」受講生募集

「寿大学」は昭和38年に「老人学級」という名称で、市内在住の高齢者を対象にスタートした、一般常識、歴史・文化、レクリエーション、スポーツ等、幅広い分野に渡り学びを進める講座です。昭和41年から名称を現在の「寿大学」に変更し現在に至っており、来年度で第48回を迎える歴史ある大学です。

入学条件は、60歳以上の御殿場市民であれば、どなたでも入学出来るため、非常に人気の大学となっています。

日時 平成25年4月から平成26年3月までの毎月1回(第3木曜日)
計11回　午前10時～午後3時頃まで

会場 御殿場市民交流センター「ふじざくら」

対象 市内在住の60歳以上の方

参加料 2,000円(外に材料費などの実費負担あり)

定員 80名(先着順)

その他 寿大学受講済の方はご遠慮ください。

■申込み・問合せ
平成25年1月21日(月)午前9時から窓口にて受付開始
定員に満たない場合は、翌日午前9時から電話で受け付けます。

御殿場市民交流センター ☎70-6800

御厨の文化財めぐり

ふくっぴーからのお知らせ

御殿場市社会福祉協議会の職員、森智恵美さんが3冊目となる詩集を出版しました。

『言の葉』と名付けられたこの詩集は、昨年の5月に『水の調べ』、そして平成24年5月に『風のささやき』、さらにこの11月に『山の語り』が発行されました。

著者の感じた「人のつながりの大切さ」を紡いだ言葉の数々が心に染み入ります。

現在、Amazon、楽天、セブンネットショッピング、TSUTAYA、紀伊國屋書店、ジュンク堂書店にて発売中です。お近くの書店からもお取り寄せできます。また、御殿場戸田書店でも発売中です。

発行：ブイツーソリューション
発売：星雲社
価格：1000円＋税(各巻とも)

父親相談日変更のお知らせ

平成24年11月から、父親相談の相談日を次のとおり変更しました。父子家庭等の相談にお答えします。ご確認をお願いいたします。

相談日　毎月第1日曜日 → 第1土曜日
時間　午後1時～午後4時
電話　70-6803

社会福祉協議会年末年始業務のご案内

日 / 事業所	28 金	29 土	30 日	31 月	1 火	2 水	3 木	4 金	備考
事務局	○	休	休	休	休	休	休	○	
地域包括支援センター 菜の花	○	休	休	休	休	休	休	○	29日~3日 電話 70-6804で対応
居宅介護支援事業所	○	○	休	休	休	休	休	○	30日~3日 電話 70-6805で対応
ホームヘルパーステーション	○	○	休	休	休	休	休	○	30日~3日は 電話 090-7043-8908
デイサービスセンター すまいる	○	○	○	休	休	休	休	○	
訪問入浴介護事業所	○	休	休	休	休	休	休	○	
生活介護事務所 あけぼの	○	休	休	休	休	休	休	○	